# 下仁田町応援商品券及び燃料購入券交付事業 特定事業者募集要項

下仁田町

### 1 趣旨

下仁田町が実施する「下仁田町応援商品券及び燃料購入券交付事業」の特定事業者(以下、「取扱店」という。)を募集するため、必要な事項について定める。

### 2 取扱店の募集受付期間

令和5年12月20日(水)~令和6年1月10日(水)

# 3 応援商品券及び燃料購入券の利用期間

令和6年2月1日(木)~令和6年5月31日(金)

# 4 応援商品券及び燃料購入券の利用制限

応援商品券は、特定事業者にて販売される物品及び役務の提供を受けるために使用することができるが、以下に掲げることに使用することはできない。

- (1) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (2) 有価証券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 (電子タバコを含む)
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (6) 会費、商品及びサービスの引換券等代金の前払いするもの
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) その他、町が適当でないと認めたもの
- (10)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 5 燃料購入券は、特定事業者にて販売される燃料の購入にのみ使用することができる。
- 6 特定事業者は、第7項第9号に規定する物品及び役務の提供を定める場合、店頭への掲示並びにその他の方法により、「下仁田町応援商品券・燃料購入券」(以下、「商品券等」という。)の利用者が予め認識できるよう明示しなければならない。

# 7 取扱店の登録資格

下仁田町が発行する商品券等を取り扱うことのできる事業所の登録資格は次の通りとする。

- (1) 申請者が下仁田町内に事業所等を有する事業者であること。
- (2) 各種関係法令等を厳守し事業を行っていること。
- (3)代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。

なお、取扱店は、商品券等の換金を次に掲げる下仁田町内の協力金融機関で行うため、協力金融 機関の預金口座を持っていない場合は、予め開設しておく必要がある。

#### <協力金融機関>

(1) 群馬銀行 下仁田支店

- (2) しののめ信用金庫 下仁田支店
- (3) 群馬県信用組合 下仁田支店
- (4) 甘楽富岡農業協同組合 下仁田支所

# 8 利用済み商品券等支払日

令和6年2月5日(月)~令和6年6月5日(水)まで

| 換金締切日(1回目) | 換金締切日(2回目) |
|------------|------------|
| 令和6年 2月5日  | 令和6年 2月20日 |
| 令和6年 3月5日  | 令和6年 3月21日 |
| 令和6年4月5日   | 令和6年4月22日  |
| 令和6年5月7日   | 令和6年5月20日  |
| 令和6年6月5日   |            |

# 9 取扱店の資格

- (1) 特定取引において商品券等の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券等の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3)下仁田町と商工会に適切な連携体制を構築すること。

# 10 取扱店募集の周知方法

- (1) 下仁田町ホームページ掲載
- (2) その他の広報媒体

#### 11 取扱店の登録方法

- (1)取扱店の登録を希望する事業所等は、登録申請書を郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で下仁田町に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 下仁田町は、承認した事業所等へ、取扱店であるポスター等を配布する。

### 12 登録取扱店の周知

- (1) 対象者への商品券等送付時に、取扱店の一覧を同封 ※令和6年1月10日(水)までに申請した店舗等
- (2) 下仁田町ホームページに掲載
- (3) その他

### 13 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券等の換金にかかる金融機関への手数料は 無料とする。

### 14 取扱店資格の喪失

下仁田町は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

### 15 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券等の真がん確認、盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

### 16 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があった時は、速やかに下仁田町に届け出るものとする。

○提出・問い合わせ先 商工観光課 商工観光係

TEL: 0274-64-8805 / FAX: 0274-82-5766

Email: shoukou@town.shimonita.lg.jp